

農業用施設の建設に係る規制の見直しについて

【規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）への対応状況等】

令和5年12月

農林水産省

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

II 実施事項

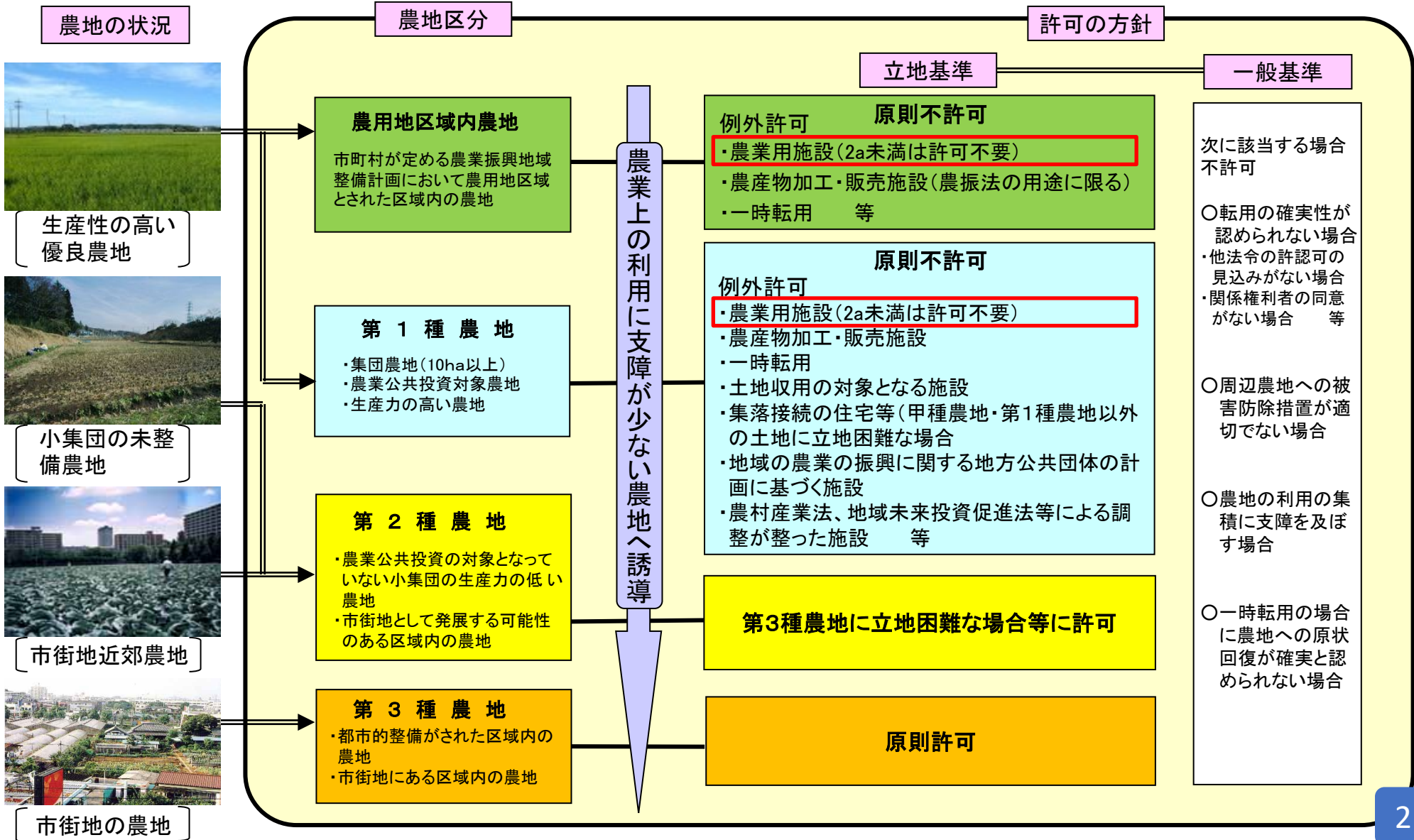
5. 個別分野の取組〈地域産業活性化〉

（5）農業用施設の建設に係る規制の見直し

No	事項名	規制改革の内容	実施時期
6	農業用施設の建設に係る規制の見直し	<p>農林水産省は、今期通常国会で農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、農業用施設及び農畜産物の加工・販売施設の設置について、地域の効率的な農地利用に配慮し、農業経営改善計画の認定制度を活用した農地転用許可手続のワンストップ化の措置を講ずる。</p> <p>あわせて、農地転用許可手続の負担を軽減するため、<u>認定農業者が農地転用許可を受けずに設置できる農業用施設的面積（現行2 a未満）の拡大や農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、農地転用許可手続のワンストップ化の措置の施行に併せて必要な措置を講ずる。</u></p>	令和5年 上期措置

農地転用許可制度の概要 - 農地法(昭和27年制定) -

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。



農業用施設の例

- 農業用施設は、自らの農業生産活動に必要不可欠なものであることから、原則転用ができない農用区域内農地や第1種農地においても例外的に許可が可能。
- その際、施設等の設置に伴い、周辺農地に対する日照や、排水による農業用水への影響の有無などを確認し、周辺農地の営農に支障が及ばないことを確認。
- 許可不要で転用する場合は、周辺農地の営農に支障を及ぼすリスクの確認が行われないため、現行2a未満に限定。

育苗施設

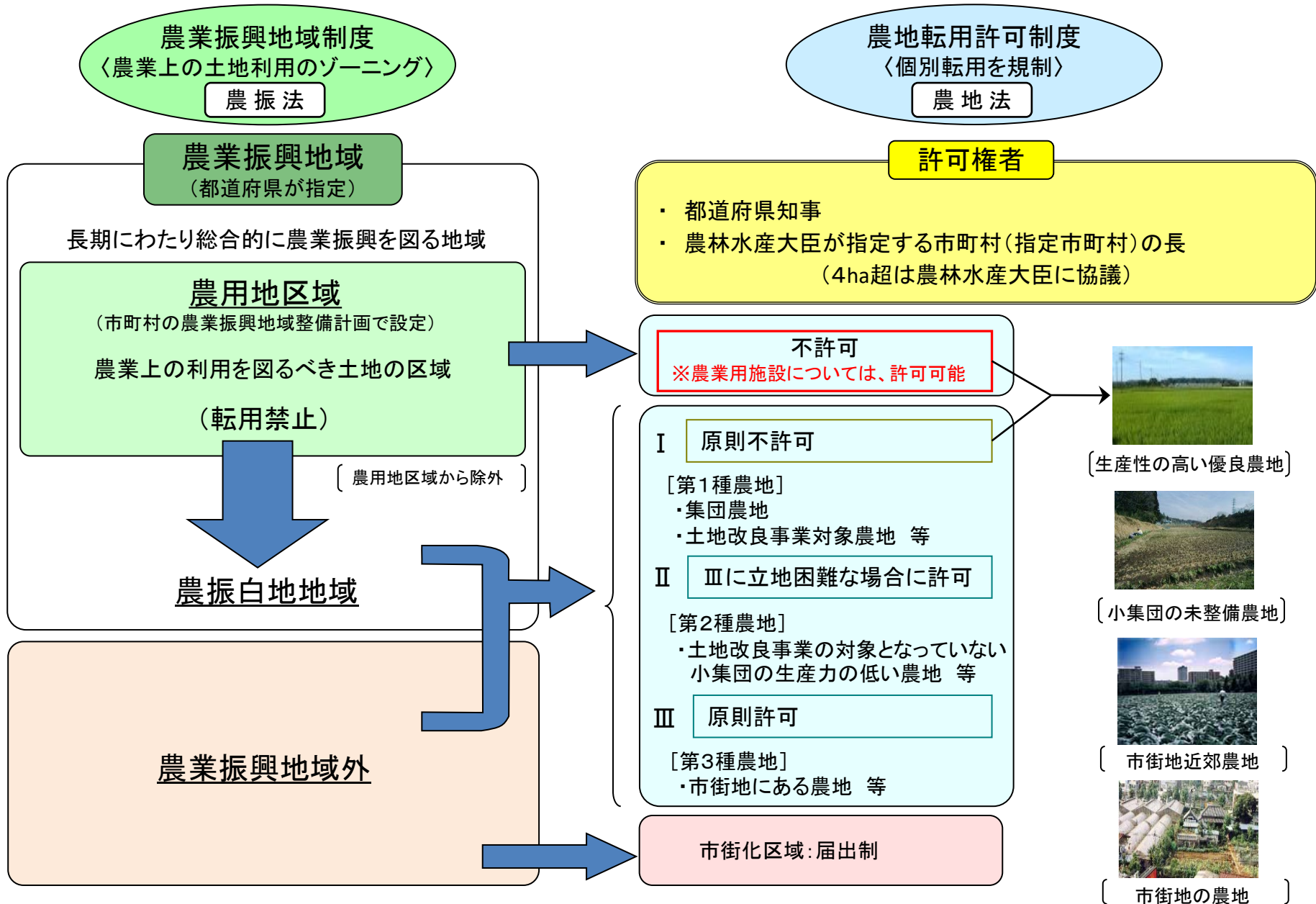


農業用機械格納庫



- ① 畜舎、温室、植物工場、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
- ② 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
- ③ 廃棄された農畜産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する農業廃棄物処理施設
- ④ 耕作又は養畜の事業のために必要不可欠な駐車場、トイレ、更衣室、事務所等

(参考) 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



（農業者等による協議の場の設置等）

第十八条 同意市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における**農業の将来の在り方**及び当該区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**その他**農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項**について、定期的に、又は時宜に応じて、**農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表**するものとする。

2 同意市町村は、前項の協議に当たっては、当該協議が行われる区域内で農用地を保有し、又は利用する者の理解と協力を得るため、農用地等に関する地図を活用した当該者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（地域農業経営基盤強化促進計画）

第十九条 同意市町村は、政令で定めるところにより、**前条第一項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定める**ものとする。

2 地域計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域計画の区域

二 前号の区域における農業の将来の在り方

三 前号の**在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**

四 農業者その他の第一号の区域の関係者が前号の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

3 同意市町村は、地域計画においては、前項**第三号の目標として同項第一号の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示する**ものとする。

4 地域計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 基本構想に即するとともに、第五条第四項に規定する計画との調和が保たれたものであること。

二 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

5 同意市町村は、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更するものとする。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（地域計画関連抜粋）

- 6 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- 7 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域計画の案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、当該同意市町村に意見書を提出することができる。
- 8 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に当該地域計画の写しを送付しなければならない。

（計画の素案の提出等の協力）

- 第二十条 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（前条第六項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、農業委員会に対し、地域計画のうち同条第三項の地図の素案を作成し、当該同意市町村に提出するよう求めるものとする。
- 2 前項の規定による求めを受けた農業委員会は、当該求めに係る区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、同項の素案を作成するものとする。
 - 3 農業委員会は、第一項の素案を作成するため必要があると認めるときは、農地中間管理機構その他の関係者に対し、同項の規定による求めに係る区域外において農業経営を営む者であつて当該区域内の農用地について借受けを希望するものに関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 第一項の素案の提出を受けた同意市町村は、当該素案に基づいて地域計画を作成するものとする。

附 則

（地域農業経営基盤強化促進計画等に関する経過措置）

- 第四条 施行日から起算して二年を経過する日までの間は、新基盤強化法第十八条第一項中「公表するものとする」とあるのは「公表することができる」と、新基盤強化法第十九条第一項中「定めるものとする」とあるのは「定めることができる」とする。

改正農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（人・農地プラン）の策定

- **基本構想を作成している市町村**は、地域における農業の将来の在り方等について、**協議の場**を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「**地域計画**」（人・農地プラン）を策定
- 地域計画は、**施行日**（令和5年4月1日）から**2年以内**（令和7年3月末まで）に策定（以後は随時更新）

地域で農業の将来の在り方等を協議

同意市町村は、**自然的経済的社会的諸条件**を考慮した**区域**ごとに、**農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区**等の関係者による**協議の場**を設置し、次を話し合い

- ① 区域における**農業の将来の在り方**
- ② 区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**（※）
- ③ その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項



※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理

緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ
茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

同意市町村は、協議の結果を公表

同意市町村が地域計画を策定

○同意市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

- ①地域計画の**区域**
- ②①の区域における**農業の将来の在り方**
- ③②に向けた**農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標** 等

○同意市町村は、③の目標として、**農業を担う者ごとに利用する農用地等**を定め、これを**地図に表示**（「**目標地図**」）

○目標地図の**素案**は、**農業委員会**が市町村の求めを受けて作成（**情勢の推移**に応じ、**随時変更**が可能）

農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

同意市町村は、地域計画を公告

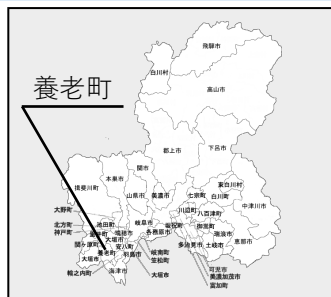
目標地図作成の先行事例【笠郷地区】 岐阜県養老町

地区の主な作物	水稻	地域区分	平地農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	454ha	今後中心経営体が引き受ける耕地面積	454ha
中心経営体数	9経営体（認農4、認農法5）		

1. 地区の概要

○地区の課題

中心経営体への農地集積は約78%、用排分離されておらず、麦・大豆等の畑作物の作付が困難。今後は高収益作物への転換促進を図る必要がある。



○中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の水田利用は6経営体が担い、稲作・露地野菜等を中心に作付けを行いプランに基づいた集積を進めていく。園芸作物については、3経営体が担う。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の所有者が高齢化等に伴い農業をリタイアした際は農地を中間管理機構に転貸し、人・農地プランに基づいて農地を貸し出すこととする。

2. 作成経緯

当初作成年次	平成24年10月
変更年次	第1回 平成25年10月
	令和元年7月
最終変更年次	第9回 令和3年12月

※毎年夏頃に更新が必要かどうかの確認を行う。

3. 作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

平成24年、人・農地プランの策定例が国から示され、その中に地図も掲載されていたことから、将来的に必要だと思い、関係機関と協力し、作成に取りかかった。

3. 作成プロセス(その2)

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

地権者・担い手等全員が参加して地図を作成するのは困難だと考え、まずは現在耕作をしている担い手だけを集めて会議を行った。会議は担い手が率先して話し合い、必要に応じてJAにしみの・町が間に入り、1~2回の開催で合意を得ることができた。その後2か月程度で担い手の意向を基にプランの素案(ゾーニング地図含む)作成が終わり、担い手以外の者(農事改良組合・農業委員等)を含めた地域検討会を開催した。会終了後、農事改良組合長から、地権者にゾーニング地図についての内容を説明した。(説明内容:将来自分がリタイアしたときには、誰が耕作をしてもらえるのか等。)

【課題や意見への対応】

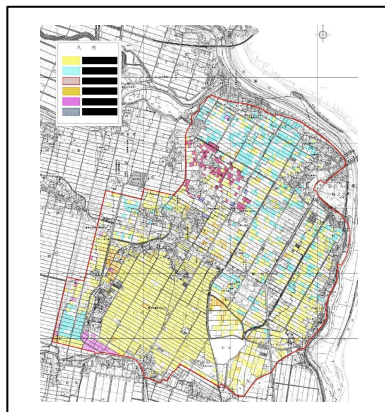
ゾーニングをするに当たり70~80代の地元の個人の担い手について、10年後でも営農ができるのかと問いかけたところ、若手の担い手が地図に位置付けてあれば、我々を地図に反映する必要はないとの反応があった。

【出し手・受け手の意識の変化】

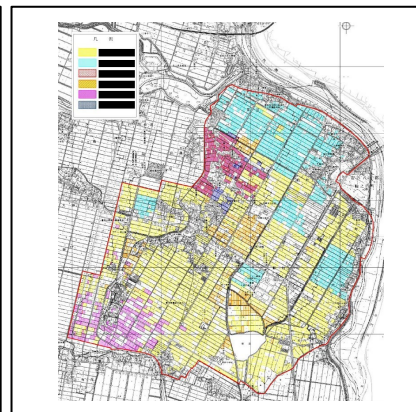
これまで利用権設定等で貸借を進めていたが、ゾーニング地図を作ったことでこの地区はこの人がやるということが地域で合意形成されたため、集約が進んだ。

4. 目標地図

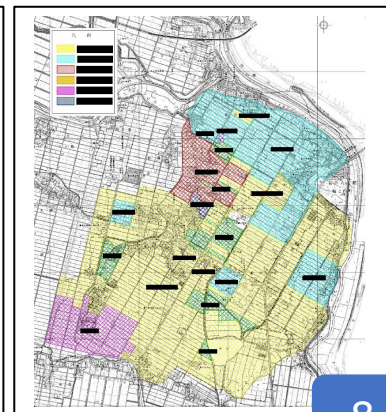
【当初】



【途中】



【目標地図】



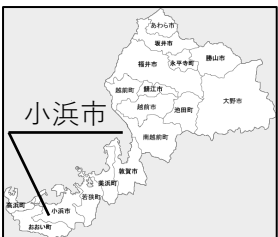
目標地図作成の先行事例【今富地区(野代)】 福井県小浜市

地区の主な作物	水稲	地域区分	中間農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	26ha	今後中心経営体を引き受ける耕地面積	12ha
中心経営体数	6経営体（認農2、認農法1）		

1. 地区の概要

○地区の課題

- 兼業農家が営農の中心となっている集落であり、農業者の高齢化が進んでいる。また、若年層の農業に対する意識の低下も見受けられ、後継者の確保に危機感が芽生えている。
- 担い手が耕作する農地は、集積・集約化が進んでおらず分散錯圖の状態である。
- 農地は昭和30年頃に土地改良が行われ、1枚辺り10a規模の農地が形成されているが、現代の農業機械に対応した面積ではなく、効率的な営農を行うことが出来ない。



○中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の担い手個人5名及び1法人を中心経営体として位置づけ、農地を集積・集約していく。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

- 担い手の計画的な規模拡大に繋がるよう関係機関が連携して農地の集積・集約化に取り組む。
- 農地中間管理事業により集積した農地を中心に、土地改良事業による畦畔除去の実施に向けた検討を進める。

2. 作成経緯

当初作成年次 平成29年10月
 変更年次 令和3年3月

3. 作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

- 人・農地プランの話し合いをきっかけに、農家組合、機械利用組合、土地改良区の役員が集まって「野代農地検討委員会」を立ち上げ、地域農業の方向性について話し合いを継続的に実施。
- その結果、農地中間管理事業を活用して、中心経営体への集積・集約化を進め、耕作条件改善事業を実施する方向性が作られた。

3. 作成プロセス(その2)

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

- 集落内の地権者からは概ね同意が得られたが、話し合いに参加できない地区外や遠方に在住の地権者、相続人のいない高齢の地権者から同意を得る必要があった。
- 中心経営体となる担い手以外に、もうしばらく耕作の継続を希望する地権者の存在。

【課題や意見への対応】

- 農地中間管理事業の活用により、集落の将来を見据えた集積・集約の取組に協力してもらえるよう、集落在住の親戚等を通じて、話し合いに参加できない地権者等の方々へ、丁寧に説明を行った。
- もうしばらく耕作を希望する地権者は、農地バンクから賃借権の設定を受けた担い手と特定農作業受委託契約を結ぶことで、今まで通り耕作が継続できるように配慮した。
- 中心経営体の意見をもとに、目標地図を取りまとめ、理想的な集約の形で農地中間管理事業の契約を行った。

【出し手・受け手の意識の変化】

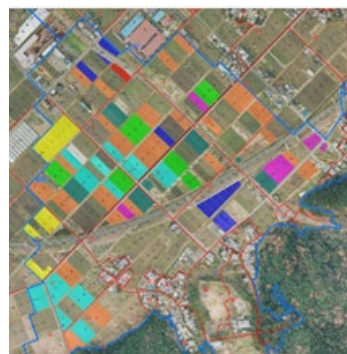
- 耕作できなくなった際の引き受け手が決まっていることで、地権者が続けられるうちは農業ができるという安心感が生まれた。また、集落の農地が今後も守られていく安心感が地域全体に広まった。
- 地権者の意識が、地域農業の将来も見据えられるようになり、農地の保全管理や集落全体で利用調整を行う一般社団法人「悠久の里野田井」の設置につながったことで、集積・集約化が促進された。
- 60代、70代の担い手のリタイア後は、現在40代の担い手1名に集約する予定。

4. 目標地図

【当初】



【途中】



【目標地図】



対応方針について

- 国民への食料の安定供給のためには、大規模な施設が無秩序に設置され、周辺農地の営農に支障を及ぼすことがないよう、農地を適切に確保することが必要。
- このため、許可不要で設置できる農業用施設の規模要件（2a未満）の拡大や対象施設の拡大（加工・販売施設）の要望を実現するためには、周辺農地での営農に支障を及ぼす懸念の払しょくが不可欠。
- これらの懸念に対応するため、転用許可手続きに代わる確認手段が担保されている必要。

制度の現状

2a未満の農業用施設 （許可不要）

※ 小規模な農業用施設は、日照や農地集積の阻害要因となって、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれが軽微であるため。
(2aを超える施設の場合は許可が必要)

加工・販売施設 （許可必要）

※ 加工処理水による農業用水への影響や、販売施設等の利用者による隣接農地への立入・農道の利用の影響等、通常の農業施設より周辺農地の営農に支障を及ぼす蓋然性が高いため。

要望実現に当たっての 検討のポイント

許可不要の農業用施設(2a) の規模拡大

※ 大規模な農業用施設が無秩序に設置されることにより、周辺農地の営農に支障を及ぼすことがないようチェックする仕組みが必要

加工・販売施設を許可不要の 施設に追加

※ 加工・販売施設の設置により、周辺農地の営農に支障を及ぼすことがないようチェックする仕組みが必要

対応方針

1. 農業用施設に関する事項は、令和5年4月から施行された地域計画に記載することとなっている（運用）。
2. 地域計画に記載する際は、市町村及び農業委員会が周辺への影響を確認可能。
3. このため、当該農業用施設を転用許可不要としてもよいのではないかと。

【参考】 地域計画の記載例 (地域計画策定マニュアル/農林水産省作成/抜粋加工)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置(必須項目)

(1)農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3)基盤整備事業への取組

A集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を〇〇までに計画する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる防除作業は、〇〇(株)への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。
- ⑨A集落で生産された飼料作物(青刈りとうもろこし)は、〇株式会社(TMRセンター)で調整の上、〇法人(酪農)などの畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、有機農業に取り組む生産者などに供給する。(②⑧関連)

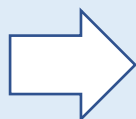
地域計画に定められた農業用施設に係る転用許可等の特例について（案）

- 地域計画に位置付けられた農業用施設への転用については、地域計画に位置付ける際に、市町村及び農業委員会が、当該施設の必要性及び周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがないことについてチェックできることから、その面積に関わらず、転用許可を不要とする。

特例の概要（農地法施行規則の改正）

【現行の措置】

農業者が、農業用施設（2 a 未満）を設置するため農地を転用する場合は、農地転用の4条許可は不要



左の措置に加えて、
特例を拡大

【農地法の転用許可】

認定農業者が、地域計画（※）に定められた農業用施設（面積要件なし）を設置するため農地を転用する場合や転用目的で農地の権利を取得する場合は、農地転用の4条許可・5条許可は不要

※農地転用許可権限が移譲されていない市町村の場合は、都道府県に意見を聴いたもの。

	内容	備考
①施設の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産施設 ・ 農畜産物の加工・販売施設 ・ 農家レストラン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤法に定める農業用施設（加工・販売施設、農家レストラン等も対象） ・ 周辺の営農や地域計画の達成に支障を及ぼさないもの
②施設の規模の上限	上限なし	農業委員会が、周辺の営農条件に支障がないことについてチェックするため、 <u>規模の上限を設けない。</u>
③地域計画の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の位置、種類、規模 ・ 転用の時期及び施設の概要 	<ul style="list-style-type: none"> 〔 ※ 運用上、施設の設置者から「位置図」及び「施設のために必要な道路、用排水施設等に関する図面」の提出を求める。 〕

農地法制の在り方に関する研究会について

農地法制の在り方に関する研究会について

令和4年12月12日

一部改正 令和5年4月7日

1 趣旨

穀物の国際価格の高騰や各国の食料輸出規制等による世界の食料事情の不安定化、多様な主体による農地利用、営農型太陽光発電の普及、産地と連携し原料確保を志向する食品産業の増加など、現下の農地をめぐる情勢は著しく変化している。

こうした中、今後の農地法制の在り方について、具体的な検討を進めるため、農地制度やこれらの問題に精通した有識者等の意見を幅広く聴取することを目的として、農地法制の在り方に関する研究会（以下「研究会」という。）を開催する。

2 研究会の招集

研究会は、農林水産省経営局長が招集する。

3 委員等

- (1) 委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 研究会は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。

4 運営

- (1) 研究会は原則として非公開とする。
- (2) 配付資料及び議事概要は、研究会終了後、農林水産省ホームページに掲載する。ただし、委員その他の出席者からの提出資料であって、当該者が非公開を希望したもの及び研究会において非公開とすることが適当であると認められる資料については、この限りではない。
- (3) 研究会の事務局は、経営局農地政策課において行う。

農地法制の在り方に関する研究会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

加 藤 百合子	株式会社エムスクエア・ラボ	代表取締役
菊 地 敦 志	茨城県農林水産部農業政策課長	
馬 場 利 彦	一般社団法人全国農業協同組合中央会	専務理事
原 田 純 孝	東京大学名誉教授・弁護士	
疋 田 一 男	豊田市産業部農政企画課長	
柚 木 茂 夫	一般社団法人全国農業会議所	相談役
吉 原 祥 子	公益財団法人東京財団政策研究所	研究員・研究部門主任

- 6次産業化を進めるためには、倉庫や加工・販売施設等が必要。
- 許可不要となる施設の規模（2a未満）が小さい上、転用許可に時間がかかりすぎ。
- 無秩序な転用促進はダメだが、地域計画に位置付けた施設であれば、規模に拘わらず許可不要とすべき。